

# **湖周地区ごみ処理施設整備事業**

## **実施方針に関する質問回答**

**平成25年3月1日**

**湖周行政事務組合**

■実施方針に対する質問への回答

No.	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
1	2	I	1	(7)イ(イ)	契約の形態  「基本契約に基づいて、組合は、設計企業と建設企業による建設JV等と本事業に係る…」とあります、が、設計企業と建設企業が異なる場合には、JVの組成が必須となるのでしょうか。例えば、代表企業を建設企業とし、協力企業として設計企業を下請けとしてもよろしいでしょうか。 また、建設企業において建屋担当とプラント担当が別企業の場合に同様の形態は認めていただけますでしょうか。	設計企業(建屋担当)、設計企業(プラント担当)、建設企業(プラント担当)、建設企業(建屋担当)が、同一企業でない場合は、原則として建設JVを組成してください。ただし、設計企業については、建設JV等からの下請けとすることも認めます。
2	2	I	1	(7)ウ(ア)	事業期間  設計・建設期間を2年7ヶ月と設定されていますが、事業期間としては短いと思われます。2年10ヶ月程度に設定していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
3	2	I	1	(7)ウ(ア)	事業期間  現地工事着工可能時期は、いつごろを予定されているのでしょうか。	平成26年9月を想定しています。
4	2	I	1	(7)ウ(イ)	事業期間  「(イ)運営期間:平成28年7月から平成47年6月までの20年間」と記載されてますが「平成48年6月」の誤記と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	2	I	1	(7)エ	事業期間終了後の措置  「事業者は～組合に引継ぐものとする。」と記載されてますが、事業期間終了後、何年間利用することを想定されているでしょうか。	10年程度の利用を想定しています。
6	2	I	1	(7)オ(ア)	事業者が行う業務  余熱利用施設(場外の温浴施設等)への熱供給は考えられていますでしょうか。	場外への熱供給は行いません。
7	2	I	1	(7)オ(ア) ① 3	本施設の設計・建設に関する業務  「③測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要となる調査」と記載されてますが、先行で工事される既存施設の解体・建設地造成工事の計画条件(既存施設基礎杭撤去などの撤去範囲条件および解体・造成工事完了日)をご提示願います。	入札公告において示します。
8	2	I	1	(7)オ(ア) ② 1	本施設の運営に関する業務  ②本施設の運営に関する業務の①受付業務には、具体的にどのような業務があるのでしょうか。また、その内で処理手数料の徴収業務が含まれた場合、収入の帰属先は、組合様側、事業者側のどちらになりますでしょうか。	計量手続き及びその確認・記録、搬入確認、案内・指示、料金徴収等を想定しています。また、処理手数料については、組合の帰属とします。詳細については、入札公告において示します。
9	2	I	1	(7)オ(ア) ② 6	本施設の運営に関する業務  「⑥売電業務(余熱利用業務)」と記載されていますが、「事業者の収入」に売電収入に関する記載がないことから、売電収入は御組合に帰属すると理解してよろしいでしょうか。	入札公告において示します。
10	2	I	1	(7)オ(ア) ② 6	本施設の運営に関する業務  ②本施設の運営に関する業務の⑥売電業務(余熱利用業務)で、余剰電力を売電した収入の帰属先は組合様側、事業者側どちらになりますでしょうか。仮に帰属先が組合様側の場合には、売電量が一定量を超えた場合にインセンティブフィーを事業者側にお支払い頂くお考えはございますでしょうか。また、仮に帰属先が事業者側の場合には、売電気事業者を自由に選定しても宜しいでしょうか。	NO9を参照ください。
11	2	I	1	(7)オ(ア) ② 7	本施設の運営に関する業務  ②本施設の運営に関する業務の⑦見学者対応支援で、年間の見学者想定人数を教えていただけないでしょうか。	保証するものではありませんが、以下を想定しています。 ・2市1町の小学校4年生の社会見学:約1,500名 ・一般的な見学者:約500名 ・エコフェス開催時:約2,000名(岡谷市が今後も開催をすれば)
12	2	I	1	(7)オ(ア) ②	本施設の運営に関する業務  ②本施設の運営に関する業務には、「ごみの収集・運搬」「焼却残渣の運搬・処分」が含まれないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、焼却残渣の積み込みは含まれます。
13	3	I	1	(7)カ	事業者の収入  余剰電力を売却により得られる「売電収入」は、貴組合または事業者のいずれに帰属するとお考えでしょうか。ご教示願います。	入札公告において示します。
14	3	I	1	(7)カ	事業者の収入  「事業者の収入」に売電収入に関する記載がないことから、売電収入は御組合に帰属すると理解してよろしいでしょうか。 また電気事業者との契約は御組合にて行われると理解してよろしいでしょうか。	入札公告において示します。
15	3	I	1	(7)カ(イ)	本施設の運営に関する対価  売電業務(余熱利用業務)で、余剰電力を売電した収入の帰属先は組合様側、事業者側どちらになりますでしょうか。仮に帰属先が組合様側の場合には、売電量が一定量を超えた場合にインセンティブフィーを事業者側にお支払い頂くお考えはございますでしょうか。また、仮に帰属先が事業者側の場合には、売電気事業者を自由に選定しても宜しいでしょうか。	NO9を参照ください。
16	3	I	1	(8)キ	事業スケジュール(予定)  「キ 本施設の運営:平成28年7月～平成47年6月(20年間)」と記載されていますが「平成48年6月」の誤記と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
17 6	II	3	(1)エ	入札参加の構成等	エにて、「落札者は、仮契約締結時までに特別目的会社(以下SPCという。)を岡谷市、諏訪市、下諏訪町のいずれかに設立するものとする。」との記載がありますが、新ごみ処理施設内に設立することは認められるでしょうか。	不可とします。ただし、新施設建設後に施設内に移転は認めます。
18 6	II	3	(1)エ	入札参加者の構成企業の制限	「入札参加者の構成企業は全てSPCへ出資すること」とあります、SPCへの出資を要件としない所謂「協力企業」も構成企業として入札参加者に加えることは可能でしょうか。	1企業あたりの最低出資額を定めるものではないですが、構成企業は必ず出資してください。
19 6	II	3	(2)エ	入札参加者の要件	「設計企業は次の要件を全て満たしていること」とありますが、設計企業の役割を建屋担当とごみ焼却施設プラント担当に分割する場合、(ア)は建屋担当が満たし、(イ)はプラント担当が満たしていれば「全て満たしている」と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20 7	II	3	(2)エ(イ) (2)オ(エ) (2)	入札参加者の要件	平成14年12月1日以降の受注実績であること、とありますがどういうご主旨でしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正(平成14年12月1日施行)による新構造基準強化後の設計建設を求めていきます。したがって、仮に平成14年12月1日以前の受注であっても、当構造基準に合致した設計建設実績であることを確認できる書類の提出があつた場合は、当該実績を有しているとみなすように運用します。
21 7	II	3	(2)オ	入札参加者の要件	「建設企業は次の要件を全て満たしていること」とありますが、建設企業の役割を建屋担当とごみ焼却施設プラント担当に分割する場合、(ア)および(イ)は建屋担当が満たし、(ウ)および(エ)はプラント担当が満たしていれば「全て満たしている」と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22 7	II	3	(2)カ(イ)	入札参加者の要件	「平成14年12月1日後の構造基準に適合」と記載されていますが「ダイオキシン類対策特別措置法に適合」と解釈してよろしいでしょうか。他に想定されている場合は具体的な基準をご提示願います。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正(平成14年12月1日施行)による新構造基準に適合することをご理解ください。
23 7	II	3	(2)カ(イ)	入札参加者の要件	「運転管理実績を2件以上」と記載されていますが、運転委託ならびに運営委託、PFI法に基づくSPC運営実績も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	SPCからの委託も認めますが、その内容は施設の運転管理実績に限ります。
24 8	II	4	(1)	事業提案内容の審査	「選定委員会」につき、入札公告時には選定委員の方々が公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25 15	別紙 2			事業スキーム図	電気事業者との契約は、御組合にて行われるとの理解してよろしいでしょうか。	事業者が契約者となります。
26 16	別紙 3	共通	第三者賠償リスク	通常の調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するものについては御組合側のリスク分担。その範囲を超えた場合は事業者側のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	法令等を遵守する範囲においてはリスクは顧在化しないと考えております。また、建設、運営段階における近隣対応は事業者が実施することとなります。	
27 16	別紙 3	共通	税制度変更リスク	消費税の変更リスクは御組合様にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	組合は、消費税法に基づき委託料等の支払いを行いますので、消費税の変更に伴う事業者の不利益等は想定していません。もちろん、事業者が負担すべきリスクではありません。	
28 16	別紙 3	運営段階	受入廃棄物の品質リスク	質に起因する事故とは、処理不適物に関係した事故を想定しているのでしょうか。事業側に△が付されている理由についてご教示願います。	処理不適物に関係した事故を想定しています。搬入廃棄物について、事業者が善良な管理者として行うべき確認等を怠った場合には事業者の負担となることを示したものです。	
29 16	別紙 3	運営段階	受入廃棄物の量の変動リスク	量の変動は事業者ではコントロールできない事象です。事業者側に△が付されている理由についてご教示願います。	組合は委託料について、固定料金と変動料金で支払いますが、事業期間を通じて、事業者は提案したこれらの単価にて業務を遂行する必要があります。厳密には、遂行しやすいごみ量、遂行しづらいごみ量があると考えられ、その点については事業者の負担となることを示したものです。	